

甲府地方・家庭裁判所



【笛吹市一宮の桃畑からの南アルプス】

◆山紫水明の地、フルーツ王国の山梨県

甲府地方・家庭裁判所の管轄区域である山梨県は、人口約87万人、総面積約4465km²で、日本列島のほぼ中央に位置し、周囲を急峻な山々に囲まれています。南には富士山(3776m)、北には八ヶ岳(2899m)が広い裾野を広げ、西には日本第二の高峰北岳(3193m)などを擁する南アルプスが連なっています。

富士五湖や昇仙峡、清里高原など豊かな自然の風景は、多くの観光客を集め、また、寒暑の差が大きい内陸性気候は、桃、ブドウなど香り豊かな甘味の果物を実らせて、ワインを始めとする特産品を生み出しています。

◆甲斐の国の英雄、武田信玄

山梨県は、かつて甲斐の国と称され、戦国時代にこの地を治めていた武将武田信玄は、今もなお県民から信玄公と呼ばれて尊敬と親しみを持たれており、様々な逸話が残されています。甲府の裁判所の中庭にも、中立公正な紛争解決を象徴するも

のとして、信玄公が3つの村の間の水争いを公平に収めたという故事にちなんだ「三分一湧水」^{さんぶいちゆうすい}をモデルにしたモニュメントが置かれています。

また、甲府地方裁判所の著名事件として、「信玄公旗掛け松事件」があります。信玄公が枝に旗を掲げ、軍略上の指揮をしたとの言い伝えのあった樹齢千年を超える松が、汽車の煤煙などで枯死したとして、大正時代に日本で初めて起こされた公害裁判で、権利濫用論の出発点となった事件です。

◆CO₂ゼロやまなしを目指して

山梨県は、日照時間日本一の自然環境を活かし、燃料電池や太陽光発電などのクリーンエネルギーの先進地として、「CO₂ゼロやまなし」、「ソーラー王国」を目指して、地球温暖化対策に取り組んでいます。

甲府の裁判所の新庁舎も、自然環境に配慮して、太陽光発電システムや雨水利用の設備が施されるとともに、自然通風、自然採光により省エネルギー、省資源化を図っています。

【甲府駅前の信玄公像】

◆山梨県の裁判所

山梨県には、甲府地方・家庭裁判所の本庁と都留支部、4つの簡易裁判所があります。



・甲府地家裁本庁，甲府簡裁

平成21年1月に新しく開庁した庁舎は、親しみやすく利用しやすい裁判所をコンセプトに、山と緑に囲まれた光と空気の流れが感じられる現代の裁判所をイメージして建設されました。裁判所の利用者や裁判員の方々の緊張を少しでも和らげるため、玄関ホールや廊下などに自然光をふんだんに取り入れて、空間全体に開放感を持たせています。



【甲府地家裁庁舎】

大きな窓からは、雄大な山々を見渡すことができます。

また、家庭裁判所の受付待合スペースに



【庁舎5階キッズコーナー】

は乳幼児を連れた方にも利用しやすいようにキッズコーナーや授乳室を設けています。

・都留支部，都留簡裁

都留支部は、徳川時代に代官所の出先「谷村陣屋」が置かれていたところにあります。正面玄関の庭は、昭和34年当時の職員や調停委員が協力して、自前で完成させました。松、梅、桜、紅葉、つつじなど四季折々の花と緑を楽しむことができ、市民に憩いの庭として親しまれています。

・^{かじかざわ} 鵜沢簡裁 —富士川水運ゆかりの舟石—

葛飾北斎の富嶽三十六景にも描かれた^{かじかざわ}鵜沢（石班沢）は、富士川水運の街として栄え、身延山参りの拠点でした。裁判所の玄関前の五葉松の根元には、船を係留するために綱を巻き付けた「舟石」が残されています。

・富士吉田簡裁

—日本一の富士の裁判所—

標高770mの富士吉田市にあり、別名「最高地簡易裁判所」です。すがすがしい大気の中で、富士山の裾野を一望でき、厳冬期には一層秀麗な霊峰の姿が見られます。



【日照時間日本一の北社市明野のヒマワリ畑】

◆未来の司法の担い手のために

ー裁判員裁判の定着等に向けた試みー

甲府の裁判所庁舎は、裁判員制度導入元年ともいふべき記念すべき年に開庁しました。裁判員制度への関心の高まりとともに、庁舎の見学や裁判傍聴の希望者が増えており、人口が少ない地域ですが、年間約2000人の方々が裁判所を訪れています。その約半分は、小中学生を中心とした



若い世代です。

そこで、こうした方々に対しては、小規模な庁ならでは、きめ細やかな対応に努めています。まず、裁判官等が裁判について説明したり、質問に答える機会をできるだけ設けるよう努めています。また、見学を申し込んだ学校と裁判所が連携をとり、内容面の充実もはかっています。その一つが模擬裁判の実施です。生徒の皆さん方は、予め先生の指導の下に模擬裁判のシナリオ

を読み込んで練習を重ね、裁判所での本番に臨みます。緊張した面持ちで法廷に入り、裁判官、検察官、弁護士席に座り、迫真の演技をします。手続の要所で、職員から説明を受け、裁判について理解を深めてから判決をするための評議に移ります。

「証人の話はあやふやだし、信頼できない。有罪にするなら、もっとはっきりした証拠が必要だ。」「刑務所に入れば済むとは思わない。社会に出て、働いて償わせることが大切だ。」「被害者が歩けなくなるほど重傷だし、被告人は前にも盗みをしていたのだから執行猶予では軽いと思う。」などと、大人顔負けの意見を述べて、熱心に議論している様子を見ると、驚きと感動すら覚えます。

これからも、日々こうした取組を積み重ねることを通



じて、未来の司法の担い手を含め、できるだけ多くの方々に、裁判所の営みを知っていただき、地域社会の中で、身近で頼りがいのある存在となるべく努めていきたいと考えています。



【河口湖畔からの朝焼けの富士山】